

RFS社意見に対する市の見解

令和2年6月19日

むつ市新税検討プロジェクトチーム

RFS社意見		市の見解
1. RFS社の担税力に応じた税率であること	①事業開始に向けて、原子力規制委員会の審査を受けている状況にあり、確度の高い収支計画に基づく担税力の見極めが困難な状態である	①稼働時の事業収支計画、工数管理を現状で固定して事業成立性をシミュレーションすることは可能ではないか。つまり、総括原価方式に基づき、事業の工数管理から積み上げて算出した費用から逆算して収入となる貯蔵手数料を見積もることが可能と考える。
	②税率について、他自治体と比較しても高額であり、過重な負担でないか確認する必要がある。	②減免措置について協議を行い、負担可能な税率を課税できるような特例条例を制定する。また、実質的に税負担をする東電HD、日本原電の担税力を他と比較すると、過重な負担と言えないことを前提に減免協議を進める。
2. 合理的理由に基づく財政需要が対象であること	①財政需要について、中間貯蔵事業の遂行に起因すると理解できないものがある。	①財政需要に掲げた全ての事業が中間貯蔵事業の遂行に起因するものである。
	②法定外目的税にすべき	②市民の幅広いニーズに対応するため、用途を限定せずに柔軟に活用可能な法定外普通税とする。なお、税目の決定権は市が有している。
3. 合理的理由に基づく課税項目であること	使用済燃料の受け入れに対する課税を導入することの合理的理由があるか。	中間貯蔵事業では、貯蔵行為と同様に受け入れ行為にも危険負担が生じることになり、それに伴い発生する財政需要に対応するための課税となる。
4. 青森県等の動向が見極められていること	複数の自治体からの課税により担税力を上回ることは回避しなくてはならず、青森県の動向を見極める必要がある。	青森県に対して確認してきたが、明確な課税の意思表示がない。原子力災害対策重点区域の分類における位置づけとして、広域避難が必要となることが想定されており、県に大規模な財政需要が発生することはないと認識。